

委託業務企画提案指示書

1 委託する業務名

ものづくり人材技術力強化事業（販路拡大セミナー）委託業務

2 業務の目的

東京・大阪・名古屋の三大都市圏において、ものづくり企業関係者を対象に道内ものづくり企業の技術や北海道の事業環境をPRするセミナーを開催し、道内ものづくり企業の取引拡大や産業集積を進めることにより、良質で安定的な正社員雇用の創出及び定着を図る。

効果的にセミナーを開催するためには、参加者の集客をはじめ、講師の選定など、開催に関するノウハウや高い企画・運営能力が必要であり、金額の多寡による競争だけでは十分な事業目的が達成できないことから、プロポーザル方式（公募型）により委託先を選定するものである。

本事業の実施においては、セミナーの企画立案・開催、運営を事業者に委託する。

注) 「正社員」とは、非正規雇用者（期間の定めのある労働契約を締結する労働者、派遣労働者、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間を下回るものとして雇用される労働者、労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同じの賃金制度が適用されていない労働者を指す。）を除いた労働者を指す（この注意書きで記載する「通常の労働者」を指す。）。

注) 「良質で安定的な正社員」とは、厚生労働省が「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」で示す要件（月平均で、労働時間が160時間以下、かつ出勤日数が19日以下、かつ所定内給与額（時間外勤務手当など超過労働給与額を除いたもので、就業規則等に基づく税、保険料等控除前の現金給与額を指す。）が243,800円以上）を満たす正社員を指す。

なお、当該要件は単年度における1ヶ月あたりの平均値であり、雇用開始時点から毎月、当該要件を満たすことを事業者を求めるものではない。

3 委託業務の内容

三大都市圏にて道内ものづくり企業の技術や北海道の事業環境をPRするセミナーの企画立案・開催、運営等を行う。

(1) セミナー開催に係る企画立案・開催、運営等（道と調整して内容を決定する）

セミナーを開催するための企画立案（講師の選定・依頼）や開催（会場の手配、ダイレクトメールによるセミナー参加者募集及び取りまとめ）、運営（会場設営、セミナーの受付、アナウンス）等を行う。

セミナーの開催については次のとおり。

	東京	名古屋	大阪
日程	10月中旬～下旬 または 令和2年1月中旬	1/30日(木)	10月中旬～下旬 または 令和2年1月中旬
会場	東京都内（貸会議室等）	名古屋市内ホテル	大阪市内ホテル
参集人員	30名程度	100名程度	100名程度
内容	①開会挨拶 ②道内ものづくり企業関係者講演 【2名程度】 ③道の事業環境プレゼンテーション	同左	同左

(2) 実施報告書の作成

参加者からアンケートを取りまとめるとともに、セミナー開催概要について報告書を作成する（紙媒体1部、電子媒体1式）。

なお、本事業は「地域活性化雇用創造プロジェクト」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、本事業による安定的で良質な雇用創出の実績が求められることに留意すること。

4 委託期間

契約締結日より令和2年2月28日（木）まで

5 人件費等

原則として委託経費の50%以上を、人件費（給与、旅費、講師に係る経費等）に充てるものとする。

6 委託事業費

委託料 10,016千円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む）。

注1：本事業は、2019年度の国の交付金の交付決定前の準備行為として行うものであり、国において交付額の変更があった場合には、業務の内容や委託料の額の変更がありうることに留意してください。なお、交付額が減額となった場合、減額後の積算上限額の範囲内で委託契約を締結するものとする。

注2：委託事業費には、会場使用料や出席者募集に係る必要な経費が含まれる。

7 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

(1) 業務遂行能力全般

- ・業務を実施するに必要かつ十分な体制となっているか。
- ・業務を委託期間内に効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールとなっているか。
- ・セミナーを効率的・効果的に実施するノウハウがあるか。

(2) 企画提案内容

- ・道内ものづくり企業の販路拡大につなげるという目的に合致し、効果的にPRするためのセミナーの開催内容となっているか。
- ・セミナーの参加者募集方法が効率的なものとなっているか。
- ・セミナー開催に伴い、安定的で良質な雇用の創出が図られるものになっているか。

8 参加資格

個人又は法人並びに複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であって、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (5) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
- ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (6) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (7) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (8) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。
また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- (9) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

9 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望するものは、参加表明書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書、添付資料
- (2) 様 式 参加表明書 別添様式による。
- (3) 提出部数 参加表明書、添付資料とも 1 部
- (4) 提出期限 令和元年 5 月 30 日（木） 17 時（必着）（予定）
- (5) 提出場所 12 の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。

10 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様 式 企画提案書 別添様式による。
付属資料 A4 サイズの任意様式による。
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも 9 部
※ 1 部は提案者名を記載したもの。残り 8 部は提案者名を記載しないもの。
文中にも記載しないよう注意すること。
- (4) 提出期限 令和元年 6 月 12 日（水） 15 時（必着）（予定）
- (5) 提出場所 12 の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。

11 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 企画提案書を提出したものに対して、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。
ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者の数が 5 を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった参加者のプロポーザルは無効とする。

12 その他

(1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨

日本語、日本円

(2) 無効となる提出書類

企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

- ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。

(3) その他

ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。

なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。

オ 全ての提出書類は返却しない。

カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(4) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

郵便番号 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎9階）

北海道経済部産業振興局産業振興課立地推進グループ（担当：三谷）

電話 011-204-5324 FAX 011-232-2139

電子メールアドレス keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp ※@の前は、数字の「1」です。